

不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号の運用基準

昭和47年 2月29日事務局長通達第2号
改正 平成12年 6月30日事務総長通達第8号
改正 平成28年 4月 1日消費者庁長官決定

かねてから割賦販売に関する不当な表示の規制を行なってきたが、いまだに、割賦販売あるいはローン付販売をするにあたり割賦販売価格、支払総額その他の取引条件を特に有利であると誤認させる不当な表示が行なわれている。

このため、別記のように、不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号の運用基準を定めたので、今後、不当な割賦販売価格等の表示については、この基準により適切に処理されたい。

記

不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号の運用基準

1 割賦販売業者が、その販売する商品の割賦販売に関する表示について行なう次に掲げる行為は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第5条第2号の規定により禁止される不当表示に該当するおそれがあるものとして取り扱うこと。

(1) 割賦販売価格（分割払価格、月賦価格、予約積立価格等名称のいかんを問わず、割賦販売業者が購入者から代金を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売する場合（役務の取引をする場合を含む。以下同じ。）において、購入者が当該商品を購入するために割賦販売業者らに支払う価格の総額をいう。以下同じ。）よりも低い現金販売価格等の価格を割賦販売価格であるかのように表示すること。

該当事例（以下※印による。）

※ A店が「A店オールクレジット祭り」、「A店特価 125,000 円」と表示する場合において、事實は、割賦販売価格であると誤認されるA店特価 125,000 円が現金販売価格であるとき。

※ B店が「特価 83,000 円、頭金 20,000 円、月々2,400 円・12 回、ボーナス 20,000 円・2 回」と表示する場合において、事實は割賦販売価格であると誤認される特価 83,000 円が現金販売価格であるとき。

※ C店が「月払特価 175,000 円」と表示する場合において、事實は、割賦販売価格であると誤認される月払特価 175,000 円が現金販売価格に割賦販売にともなう金利および諸手数料のうちその一部である貸倒補てん費のみを加えた価格であるとき。

※ D店が「世界一周旅行 478,000 円、代金はお楽しみのおち分割払いで……」と表示する場合において、事實は、割賦販売価格であると誤認される 478,000 円が旅行のための実費であつて、割賦販売業者に支払う金利および諸手数料は除かれたものであるとき。

(2) 割賦販売価格を記載せず支払方法のみを記載する場合において、割賦販売価格が実際のものよりも低い価格であると誤認される支払方法を表示すること。

※ E店が「長期 24 回払い！、〇〇型カラーテレビ、月々3,000 円」と表示する場合において、実際の割賦販売価格は、割賦販売価格であると誤認される 72,000 円（月々3,000 円・24 回）のほかに頭金額およびボーナス月払額が加えられる価格であるとき。

(3) 割賦販売価格と支払方法とを併記する場合において、当該支払方法によつて算出される価格よりも低い割賦販売価格を表示すること。

※ F店が「分割特価 170,400 円、頭金 20,000 円、月々3,300 円・24 回、ボーナス 20,200 円・4 回」と表示する場合において、事實は、分割特価 170,400 円が当該支払方法による場合の割賦販売価格（180,000 円）ではなく、当該支払方法によるものよりも高い頭金（3 万円）および少ない支払回数（12 回）による低いものであるとき。

(4) 賦払金の支払の方法によつて割賦手数料（購入者が割賦販売により購入するに際し、割賦販売業者に直接または間接に支払う金利および諸手数料の合計額をいう。以下同じ。）が異なるために割賦販売価格が異なる場合において、割賦手数料が低い場合の割賦販売価格を割賦手数料が高い場合の割賦販売価格であるかのように表示すること。

※ G店が「クレジット価格 245,000 円（毎月末集金）」と表示する場合において、クレジット価格 245,000 円は、訪問集金方式による割賦販売価格であると誤認されるが、事實は、当該価格が訪問集金方式よりも割賦手数料の低い自動振込方式による割賦販売価格であるとき。

- (5) 割賦販売市価（当該商品と同一の商品について、当該割賦販売業者の属する取引地域の割賦販売業者の相当数の者が同地域において割賦販売している価格をいう。以下同じ。）と割賦販売価格とを併記するなど何らかの方法により比較対照する場合において、次に掲げる行為をすること。
- ① 割賦販売市価よりも高い価格を割賦販売市価として表示すること。
 - ② 割賦販売市価の場合よりも割賦販売価格の場合の方が支払回数が少なく、または頭金が高いにもかかわらず、その旨を記載しないで割賦販売市価を表示すること。
 - ※ H店が「近隣より1割は安い!」、「月払価格152,000円」と表示する場合において、事実は、当該商品と同一の商品について、H店周辺の相当数の同業者が145,000円から150,000円で割賦販売しているとき。
 - ※ I店が「周辺割賦価格222,000円、I店割賦特価208,400円」と表示する場合において、事実は、当該商品と同一の商品について、I店周辺の相当数の同業者の割賦販売価格である割賦販売市価222,000円の頭金徴求率（1割）および支払回数（24回）よりも実際の割賦販売価格であるI店割賦特価208,400円の頭金徴求率が高く（3割）、支払回数が少ない（12回）とき。
- (6) 希望割賦販売価格（当該商品について、製造業者など割賦販売業者以外の者が付した割賦販売価格であつて、あらかじめ公表されているものをいう。以下同じ。）と割賦販売価格とを併記するなど何らかの方法により比較対照する場合において、次に掲げる行為をすること。
- ① 希望割賦販売価格よりも高い価格を希望割賦販売価格として表示すること。
 - ② 希望割賦販売価格がないときに任意の価格を希望割賦販売価格として表示すること。
 - ③ 希望割賦販売価格の場合よりも割賦販売価格の場合の方が支払回数が少なくまたは頭金が高いにもかかわらず、その旨を記載しないで希望割賦販売価格を表示すること。
 - ※ J店が「標準クレジット価格86,500円のもの79,100円」と表示する場合において、事実は、当該商品について、メーカーが付した希望割賦販売価格は84,400円であるとき。
 - ※ K店が「標準割賦価格138,000円、割賦特価105,000円」と表示する場合において、事実は、当該商品について、メーカーは希望割賦販売価格を付していないとき。
 - ※ L店が「標準分割価格177,500円、分割特価157,500円」と表示する場合において、事実は、当該商品について、メーカーの付した希望割賦販売価格である標準分割価格177,500円の頭金徴求率（1割）および支払回数（24回）よりも実際

の割賦販売価格である分割特価 157,500 円の頭金徴求率が高く（2割）、支払回数が少ない（12回）とき。

- (7) 自店旧割賦販売価格（当該割賦販売業者が、当該商品と同一の商品を最近相当期間にわたって割賦販売していた事実がある場合において、その期間当該商品を割賦販売していた価格をいう。以下同じ。）と割賦販売価格とを併記するなど何らかの方法により比較対照する場合において、次に掲げる行為をすること。

- ① 自店旧割賦販売価格よりも高い価格を自店旧割賦販売価格として表示すること。
- ② 自店旧割賦販売価格がないときに任意の価格を自店旧割賦販売価格として表示すること。
- ③ 自店旧割賦販売価格の場合よりも割賦販売価格の場合の方が支払回数が少なく、または頭金が高いにもかかわらず、その旨を記載しないで自店旧割賦販売価格を表示すること。

※ 前号の該当事例に準ずる。

- (8) 割賦販売市価、希望割賦販売価格または自店旧割賦販売価格に係る支払方法と割賦販売価格に係る支払方法とを併記するなど何らかの方法により比較対照する場合における第5号、第6号または第7号に準ずる行為をすること。

※ M店が「頭金なしは本店のみ」と表示する場合において、事実は、当該商品と同一の商品について、M店周辺の相当数の同業者が頭金を徴求しないで割賦販売しているとき。

(注) 希望割賦販売価格または自店旧割賦販売価格に係る本号の該当事例は、本事例に準ずる。

- (9) 自店旧割賦販売価格（または割賦販売市価または希望割賦販売価格）と割賦販売価格とが同一であるが、その支払方法が異なっており、これらの価格の表示がない場合において、その支払方法の相違を判断させる何らかの表示をすることにより、割賦販売価格が自店旧割賦販売価格（または割賦販売市価または希望割賦販売価格）よりも低いと誤認される表示をすること。

※ N店が「分割払大特典」、「今回に限り頭金全額サービス」と表示する場合において、事実は、当該商品と同一の商品について、自店旧割賦販売価格中の頭金に充てる部分の額を値引して販売するものではなく、自店旧割賦販売価格を均等払いの支払方法に変更したにすぎないものであるとき。

(注) 割賦販売市価または希望割賦販売価格に係る本号の該当事例は、本事例に準ずる。

- (10) 頭金、ボーナス月の支払額、割賦手数料等について、実際は徴求するにもかかわらず、徴求しないかのように表示し、または実際の徴求額もしくは徴求率よりも低い額もしくは率を表示すること。

※ O店が、「頭金なしの長期24回払」と記載し、その下に12種の商品名とその割賦販売価格を表示する場合において、事實は、12種の商品すべてについて頭金を徴求しないのではなく、2種の商品のみについて頭金を徴求しないものであるとき。

※ P店が、「月々3,000円でOK」、「月賦価格72,000円」と表示する場合において、事實は、割賦販売価格72,000円について、月々3,000円(24回)で販売するのではなく、月々3,000円(12回)のほか頭金12,000円、ボーナス月払12,000円(2回)を徴求するとき。

※ Q店が、「正価96,000円……、割賦あり12回払(手数料年率6%)」と表示する場合において、事實は、手数料6%は割賦手数料の全部ではなく、一部であるとき。

- (11) 割賦手数料について、アドオン方式により算出するにもかかわらず、実質金利を付記しない等により、あたかも、実質金利方式により算出するものであるかのように表示すること。

(注) アドオン方式とは、消費者信用において多く用いられている利息計算の方式であるが、借り手の必要借入額に単純に利率と借入期間数とを乗じて算出した金額を、当該借入額の全期間に対する利息総額とするものであつて、その一回あたりの返済額は、借入額に利息総額を加えた合計額を返済回数で割つたものとなる。

※ R店が、「現金価格168,000円……、割賦販売も歓迎(手数料年率6%)」と表示する場合において、事實は、現金販売価格168,000円に、実質金利方式による年率6%の割賦手数料を加えて割賦販売するのではなく、アドオン方式による年率6%の割賦手数料を加えて割賦販売するとき。

- (12) 賦払金の支払回数について、実際の支払回数よりも多いものであるかのように表示すること。

※ S店が、「……60回払……」等と表示する場合において、事實は、賦払金の支払回数について、36回以内でなければ割賦販売しないとき。

※ T店が、「月々3,500円」、「月賦価格84,000円」と表示する場合において、事實は、月賦価格84,000円の支払方法が均等24回払いで販売するのではなく、頭金21,000円、月々3,500円・18回払いで販売するとき。

(13) 割賦販売に係る商品の引渡し時期が割賦販売価格の全部または一部の支払い後であるにもかかわらずそれ以前であるかのように表示すること。

※ U店が、「TEL一本でOKすぐお届けします」、「お支払は翌月から」と表示する場合において、事実は、当月において割賦販売に係る代金の徴求を一切行なわず商品を引渡すものではなく、「頭金」を支払わなければ商品を引渡さないとき。

2 ローン付販売（購入者が代金の全部または一部の支払に充てるために、2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して返済することを条件として、銀行等の金融機関から金銭を借り入れる場合において、販売業者が当該金銭債務を保証することを条件として商品を販売することをいう。以下同じ。）を業とする者が行なう前項各号に準ずる行為は、法第5条第2号の規定により禁止される不当表示に該当するおそれがあるものとして取り扱うこと。この場合において、前項中「割賦販売価格」とあるのは「支払総額（購入者がローン利用によつて商品を購入するに際し、販売業者および銀行等の金融機関に直接または間接に支払うものの総額をいう。）」と、「割賦手数料」とあるのは「融資手数料（購入者がローン利用によつて商品を購入するに際し、割賦販売業者および銀行等の金融機関に直接または間接に支払う金利および諸手数料の合計額をいう。）」と、「割賦販売市価」とあるのは「ローン付販売市価」と、「希望割賦販売価格」とあるのは「希望支払総額」と、「自店旧割賦販売価格」とあるのは「自店旧支払総額」と、「賦払金」とあるのは「融資額」と、「支払回数」とあるのは「返済回数（購入者がローン利用に際し、融資額を返済する回数をいう。）」と読み替えるものとする。

3 割賦販売あつせん業者、製造業者など割賦販売業者およびローン付販売を業とする者以外の者が行なう前2項に掲げる行為に準ずる行為は、法第5条第2号の規定により禁止される不当表示に該当するおそれがあるものとして取扱うこと。

4 事業者がローン付販売でないにもかかわらず、金融機関とのローン提携によつて行なわれるものであると誤認されるローンその他の文言を表示する行為は、法第5条第2号の規定により禁止される不当表示に該当するおそれがあるものとして取扱うこと。

※ V店が、「450万円、60回払いの〇〇銀行提携ローン」と表示する場合において、事実は、〇〇銀行との提携ローンによつて販売するものではなく、V店が購入者に融資を受ける銀行その他の金融機関を紹介するにすぎないとき。

※ W店が、「長期24回払い、お得なWローンを御利用下さい」と表示する場合において、事実は、金融機関との提携ローンによつて販売するものではなく、割賦で販売するとき。